

宇部市制施行100周年記念商品登録許可基準

■ 目的

宇部市制施行100周年という節目を祝うため、事業者等がロゴマークとキャッチフレーズを使用した商品の制作や販売を行い、宇部市の魅力を国内外へ広く発信することで、市全体の盛り上がりの機運の醸成を図ることを目的とする。

■ 事業者の要件

商品登録する事業者等は、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ・市内の企業
- ・市内にある店舗または事業所
- ・市内の企業または事業所等が構成する団体

ただし、次のいずれかに該当する事業者等は対象としない。

- ・宇部市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員が役員となっている企業等および同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業等
- ・その他、登録が適当でないと市長が認める企業等

■ 商品の要件

登録商品については、以下の要件をすべて満たすこと。

- ・宇部市の知名度の向上及び魅力の発信に繋がるものであること。
- ・市内で、生産、製造、加工又は販売されているもの、市内の原材料を使用しているもの。ただし、いずれにも該当しないものであっても、宇部市の地域資源として認定したものについては、要件を満たすものとする。
- ・品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。（期間限定・数量限定で供給可能なものは可。）
- ・金銭類似性（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料等）または資産性の高いものでないこと。

■ 事業者のメリット

- ・企業名や商品名等を市がPR

宇部市制施行100周年記念サイト等を通して、企業名、商品名等をPR。

- ・宇部市制施行100周年記念PRグッズの配布

商品の横に置ける宇部市制施行100周年記念のぼり旗（卓上用）の無償配布。

■ 審査方法

許可基準による評価を行い、許可書により通知を行う。